

平成24年度事業計画

(公財) 栃木県ひとり親家庭福祉連合会

事業概要

当法人では公益法人制度改革に伴い、今年度から公益財団法人として新たに法人登記をするとともに、合わせて栃木県ひとり親家庭福祉連合会と名称も変更し、ひとり親家庭の福祉の向上を目指す県レベルの唯一の団体として新たな第一歩を踏み出すこととなりました。定款に定めた目的に沿って、今年度は次の観点から事業を推進します。

近年、経済情勢が厳しさを増し生活環境にも大きな影響を及ぼしており、家庭環境を見てみると離婚件数は横ばい状態ながら母子家庭は増加傾向にあります。こうした中、母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭」という。）にとって、子どもの健全な成長を図りながら、安定した職業を確保し自立を増進していくことが重要な課題となっています。

このため、国及び県においては「自立支援」に主眼を置いた総合的な支援施策を実施しているところであり、当法人としても同様の観点から事業を推進して参ります。

第1に、ひとり親家庭の自立支援のための事業として、「母子家庭等就業・自立支援センター」（以下「センター」という。）事業を栃木県及び宇都宮市から受託し、生活相談や法律等専門相談を始め、就業相談、就業支援のための講習会や就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施するとともに、センター事業の広報活動を充実推進し、より多くのひとり親家庭への浸透を図ります。また、母子家庭等日常生活支援事業による生活援助及び子育て支援の強化を始め、無料職業紹介事業及び小口資金貸付事業の充実を図るとともに、ひとり親家庭サポート事業や母子家庭就業支援戸別訪問事業によりひとり親家庭の自立支援に努めます。

第2に、母子家庭及び寡婦の福祉の向上を目的として各市及び町を単位に組織された母子寡婦福祉団体（以下「市町団体」という。）の活動支援等事業として、ひとり親家庭への支援の担い手となる指導者の育成や組織の充実強化に取り組みます。また、栃木県ひとり親家庭福祉研修大会の開催や関東地区研修大会の共催事業を行うほか、市町団体の活動に対し助成を行うとともに、母子学級を開催し市町団体会員の交流と新規加入の促進を図ります。

第3に、県子ども総合科学館内ミュージアムショップ（以下「売店」という。）の経営強化と物品等販売の充実を図ることにより、売り上げを伸ばし、当法人の運営及び公益事業の資金確保に努めます。

第4に、様々な課題等に対応するため、関係機関と連携・協力を図りながら、ひとり親家庭の就業・自立支援の中心的な役割を担う団体としての責務遂行に努めます。

I 事業推進にあたっての基本的事項

1 管理運営の適正化

省エネ、経費節減に努めるなど効率的・効果的な予算執行を図るとともに、施設設備の安全管理に努める。

2 利用者サービスの向上

利用者からのモニタリング調査を随時行い、その結果を基に自己評価をするとともに、利用者へのサービス向上に努める。

3 文書の管理及び個人情報等の適正化

受託業務等の遂行に当たり、作成し、又は取得した文書・情報等の管理・保存及び個人情報の保護並びに情報公開の取扱いについては、法令等の定めるところによりこれを遵守し適正に行う。

II ひとり親家庭の自立支援のための事業

1 母子家庭等就業・自立支援センター事業（受託事業）

(1) 就業支援事業

就業や子育てをはじめとする日常生活における様々な不安・悩みについて、就業から生活まで一貫した相談をセンター内で行うとともに、相談者の利便性を考慮し、県健康福祉センターや市単位で巡回相談を実施する。また、無料職業紹介許可事業所として、求人票の登録、職業紹介、あっせん及び求人開拓を実施する。

さらに、相談関係者の対応力向上事業として、講習会を開催する。

ア 就業及び生活相談

センターにおいて、開館日（火曜日～日曜日）に随時受付し、必要に応じ、職業紹介、斡旋等を行う。

また、養育費相談に当たっては、平成19年度に創設された養育費相支援センターのとの連携を図り適切な相談に応じるとともに、毎月行う法律相談（(4)ア①）の活用も図りながら養育費確保に向けての支援を行う。

イ 巡回相談の実施

① 平日巡回相談

県内全域の就業ニーズに対応するため、県内6地区において県健康福祉センター及び市福祉事務所の母子自立支援員と連携を図りながら就業相談を行う。

・実施場所 各広域健康福祉センター等を単位に県内6地区で開催する。
～県北、矢板、日光、県東、県南及び安足の各地区

・実施時期 6月及び7月中に開催。

1地区当たりの実施回数は、各地区の実状に応じる。

② 土曜日巡回相談

平日相談する時間の無い母子家庭の母等に対して実施する。

各市福祉事務所単位 13ヶ所

ウ 自立支援プログラムの策定

児童扶養手当受給者のうち希望する者に対し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定する。

エ 就業促進活動（求人開拓）

母子及び寡婦の就業に理解のある企業の求人開拓に引き続き積極的に取り組むことにより母子家庭の母等の就業促進を図っていく。

オ 就業・生活相談事例検討会の開催

母子家庭の母等の相談に対応する各福祉事務所母子自立支援員等を対象に、法律基礎知識の習得やキャリアカウンセリング技術の習得など、相談業務に関する対応力向上のための効果的な研修を行い、地域における相談機能の充実強化を図る。

① 実施日 平成24年5月24日(木)

② 実施場所 とちぎ男女共同参画センター

③ 内容

・就業相談事例の検討

◇ 県内雇用情勢等、支援制度の理解を深める。

講師 栃木労働局職員、栃木県職員

◇ 就労支援についての情報交換。

就業相談事例検討を中心にディスカッションし、専門家のアドバイスを受ける。相談員としてのスキルアップを図る。

◇ 母子家庭等就業・自立支援センターからの新規事業等の情報提供。

エ 養育費相談支援研修会の開催

養育費や離婚に関する相談業務に携わる者（母子自立支援員等）の育成、養育費制度等の啓発の充実のための研修を実施する。

① 実施時期 平成24年9月13日(木)

② 実施場所 とちぎ男女共同参画センター

③ 講師 養育費相談支援センター職員

(2) 就業支援講習会等事業

ア 訪問介護員養成研修（2級課程）の開催

母子家庭の母及び寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）対象に、円滑な就業準備や転職を支援するため、就業に結びつく可能性の高い資格取得のための就業支援講習会として実施する。

① 実施日及び実施場所

- ・ 県央会場 平成24年5月13日～12月9日の概ね日曜日（130時間）
とちぎ男女共同参画センター及び宇都宮短期大学等
- ・ 県南会場 平成24年5月20日～12月16日の概ね日曜日（130時間）
栃木市保健福祉センター及び佐野短期大学等
- ② 募集定員 県央会場30名余(うち15名宇都宮市受託分)
県南会場30名余
- ③ 受講料 無料。ただし、テキスト代の自己負担有り
- ④ その他

やむを得ない事由により補講しなければならない受講生に対しては、民間の研修施設に補講委託等を行うことにより対応する。

イ 医療事務講習会の開催

母子家庭の母等を対象に、円滑な就業準備や転職を支援するため、就業に結びつく可能性の高い資格取得のための就業支援講習会として実施する。(定員に満たない場合は、宇都宮市を含む。要教材費)

- ① 実施日及び実施場所
 - ・ 宇都宮市 平成24年8月～12月の概ね土曜日（50時間）
とちぎ男女共同参画センター
- ② 募集定員 30名程度
- ③ 受講料 無料。ただし、テキスト代の自己負担あり
- ④ その他 医療事務管理士技能認定試験有り

ウ 母子寡婦就職支援セミナーの開催

母子家庭の母等を対象に、就職に当たっての基本的な心構えや求職活動への認識を促し、方法を身に付ける研修を開催するとともに、就業等相談を行う。

- ① 開催時期 平成24年10月
- ② 開催場所 宇都宮市2回及び各広域健康福祉センター単位（県北[大田原・矢板]、日光、県東、県南及び安足）に県内5地区
- ③ 募集定員 各地区10名程度
- ④ 受講料 無料
- ⑤ 内容

- ・ 就職に当たっての基礎的研修

キャリアカウンセラーの指導の下に「就職するための動機づけ」を中心に受講者参加型のセミナーを開催する他、セミナー開催各地区の公共職業安定所職員を講師に招き、県内雇用情勢への理解を図る等、職業に就くための基礎的研修を行う。

- ・ 就業相談

各福祉事務所母子自立支援員の協力を得ながら、セミナー受講者のうち希

望する者を対象に就業相談を行う。

エ 母子家庭サポーターのつどいの開催

① 目的

先進事例の紹介や意見交換等により母子家庭の母等の自立を支援するサポーターを育成するとともに、母子寡婦福祉団体の将来を担うリーダーの育成を図る。

② 開催日 平成24年11月25日(日)

③ 開催場所 宇都宮市(予定)

④ 内容 基調講演及びパネルディスカッション等

⑤ 参加者 200名程度

⑥ 受講料 無料

オ パソコン技術指導の実施

① 目的

母子家庭の母等を対象にエクセルやワードなどの基本操作等を指導し、スキルアップを図り、より良い就業等に結びつける。

② 受講 受付は随時、予約制

③ 受講時間等 1回2時間程度、基本操作や文章等作成まで

④ 受講料 無料

⑤ その他

当センター相談員がマンツーマンで指導する。

(3) 就業情報提供事業

センター事業を広く周知するとともに、ひとり親家庭への理解と支援について普及啓発するための事業を行う。また、公共職業安定所、栃木県人材・研修センター等から提供される求人情報や企業訪問等の求人開拓により得た求人情報を母子家庭の母等に提供して求職活動を支援する。

ア パンフレット等の作成

センター事業を広く県民の周知するため、パンフレット等を作成する。

イ インターネットの活用

就業等相談に来所した母子家庭の母等に、インターネットを活用して、ハローワーク求人情報等各種情報をタイムリーに提供する。

ウ ホームページの活用

センターのホームページを充実させ、センターの事業情報を積極的に提供する。また、メールによる問い合わせにも対応する。

エ 各種事業における普及啓発

就業支援等講習会、母子学級、母子家庭サポーターのつどい、県民福祉のつどい等々において、パンフレットの配布や事業紹介を行う。

(4) 地域生活支援事業

県健康福祉センター及び市福祉事務所の母子自立支援員や当センターの相談員が受けた相談のうち、法律や企業経営等の専門的かつ複雑な問題について、弁護士や経営コンサルタントの適切な指導・助言を得て問題解決を図ることにより母子家庭の母等の自立支援を行う。

ア 専門相談

- ① 法律相談～弁護士による定期的な相談(毎月2回、原則第2・4水曜日)
- ② 起業相談～中小企業診断協会栃木県支部会員による経営診断等(随時受付)

2 母子家庭等日常生活支援事業 (受託事業)

母子家庭の母等が、就学や就職などの自立促進に必要な事由、又は、疾病や冠婚葬祭等の事由などにより、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯あるいは父子家庭になって間が無く生活が不安定な世帯に対し安定するまで間、家庭生活支援員を派遣し、無料又は一部負担により、必要とする生活援助や子育て支援を行う。

また、この事業を推進していくために必要な家庭生活支援員を養成するための研修を実施する。

(1) 家庭生活支援員派遣事業

市町団体を窓口として、生活援助や子育て支援を必要とするひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣する。

(2) 家庭生活支援員養成研修の開催

母子家庭等日常生活支援事業の円滑な推進を図るため、母子家庭の母等の生活援助及び子育て支援の担い手となる家庭生活支援員を養成する。

① 実施時期等 平成25年1月から2月 2回開催

② 募集定員 30名(1開催当たり) 延べ60名

③ 内容

子育て支援に係る講義及び保育所見学実習(27時間(延べ5日間))

④ その他

厚生労働省通知「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営についての一部改正について」(平成16年3月24日雇児福発0324002号)に基づく研修科目及び時間とする。

3 無料職業紹介事業

職業安定法第33条第1項に基づき厚生労働大臣の許可を受けた無料職業紹介所として、母子家庭の母等の希望する業種を紹介するとともに、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋し、自立支援を強化する。

4 小口資金貸付事業

栃木県からの借入金200万円及び県母子連からの拠出金150万円を当て、当事業を実施しているところであるが、平成24年3月現在80件3,238,865円の未償還金があり、貸付事業に支障をきたす状況となっているため、長期滞納者に対し、引き続き償還指導を強化していく。

5 ひとり親家庭サポート事業（受託事業）

(1) 託児サービスの事業

ひとり親が就職活動や就業活動の事由により、保育サービスが必要な場合に、託児サービスを実施する。

(2) 就業・自立相談事業

就業相談事業等の実施の際子育てに関する助言を行うとともに、各種支援施策の情報提供を収集し、広く提供する。

6 母子家庭就業支援戸別訪問事業（受託事業）

(1) 戸別訪問による相談支援等（訪問指導）

支援対象者への戸別訪問を行い、支援対象者の抱える不安や悩みに対する相談支援を行い、母子自立支援プログラム策定事業等の就業支援施策の活用に結びつける。訪問員は各地域及び県からあらかじめ選出された専門知識等を有する者が対応するが、母子自立支援員が窓口になり関係者、関係機関と連携調整にあたる。

(2) 就職活動支度の費用の助成

上記による支援を受けた支援対象者が母子家庭自立支援プログラムを策定後、当該プログラムに基づく就業に向けた活動を支援するため、就業活動に必要な被服等を購入するため費用の一部を助成する。

III 市町団体の活動支援等事業

1 指導者育成事業

(1) 栃木県ひとり親家庭福祉研修大会の開催

県内の市町団体の役員及び会員並びにひとり親家庭福祉関係者が一堂に会し、ひとり親家庭福祉の課題や支援策についての研修を行い、これによりひとり親家庭の福祉の向上と会員等の資質の向上を図る。講演会等については、一般県民の参加も呼びかける。

- ① 内 容 講演、分科会、行政説明、意見交換等
- ② 開催時期 平成24年7月8日（日）～9日（月）
- ③ 開催場所 日光市（鬼怒川観光ホテル）

(2) 関東地区母子寡婦福祉研修大会の共催

関東甲信越静の母子寡婦福祉団体とともに、会員や行政職員等を対象としたひとり親家庭福祉の課題や支援策についての研修を行い、これによりひとり親家庭の福祉の向上と会員等の資質の向上を図る。

- ① 内 容 講演、分科会、行政説明、意見交換等
- ② 開催時期 平成24年9月17日(月)～18日(火)
- ③ 開催場所 神奈川県藤沢市(藤沢市民会館)

2 団体育成事業

市町団体の活動支援と組織の充実及び活性化を図るため、地域におけるひとり親家庭の福祉の向上を目指した事業への助成を行う。

助成対象事業及び助成額は、下記のとおりとする。(詳細は助成金交付要領のとおり)

- ① 研修会事業助成金 1万円以内
- ② 母と子のつどい事業助成金 1万円以内
- ③ 加入促進事業助成金 2万円以内
- ④ 小地域活動モデル地区助成金 20万円以内
- ⑤ 地区連合体活性化事業助成金 5万円以内

3 団体交流等事業

各市町団体の会員の交流と新規加入の促進のため、意見交換会やレクリエーション活動を行う。

(1) 母子学級

日々、子育てや就労に忙しい母子家庭の母と子が楽しい企画で一日を触れ合うことにより心身のリフレッシュを図るとともに、他団体会員との交流を深める。また、非会員の母子家庭にも参加を呼びかけ、市町団体の活動等への理解を深め、新規加入の促進を図る。

- ア 開催日 平成24年10月13日(土)
- イ 開催場所・内容 未定(母子部会にて決定)

4 普及啓発事業

当法人の事業や市町団体の活動状況を広く県民に紹介し、ひとり親家庭への理解と支援事業への参加・協力を呼びかけるとともに、行政機関や関係団体に啓発資料等を配布し、窓口での紹介をお願いする。

(1) 機関紙の発行

機関紙「白梅」を4月及び10月に、各3,000部発行する。

(2) パンフレットの発行

事業の紹介や参加募集のパンフレット等を作成し、広く県民に周知する。

(3) ホームページの活用

当法人のホームページを充実させ、事業情報を積極的に提供する。また、メールによる問い合わせにも対応する。

(4) 会長表彰

表彰規程に基づき、母子寡婦福祉活動に協力援助した者に対し、その功績をたたえるとともに感謝の意を込めて、個人及び団体を表彰する。

ア 対象者 援護功労者、優良母子寡婦福祉団体及び優良母子寡婦福祉活動施設・団体

イ 表彰式 第18回栃木県民福祉のつどい
・平成24年8月30日（木）
・宇都宮市文化会館

IV 自主財源の安定確保事業

1 収益事業の充実

経営経費等の節減を図るとともに、自主財源の安定的な確保に努め、財政基盤の確立を図る。

(1) 売店の充実

県子ども総合科学館入館者減少とともに年々売上高も減少しているが、顧客ニーズに合った品揃えを進め、収益の向上に努めるとともに経費削減に取り組む。

(2) 物品等頒布事業の実施

財源確保の観点から新規に頒布事業として導入できるものについて検討していく。

- ① 母子寡婦福祉手帳の頒布
- ② 歌舞伎等鑑賞券の頒布
- ③ 家庭用調理用品等の頒布

V 組織の充実事業

1 連合会組織の充実強化

公益財団法人としての組織の一層の充実強化を図るとともに、指導者の育成に努める。

(1) 組織の充実強化

ア 理事会の開催 5月、10月及び3月に開催する。

イ 評議員会の開催 5月及び3月に開催する。

ウ 会長会議及び若年部長会議等の開催

- ① 定例会長会議 3回（6月、10月、2月）
- ② 会長及び母子部会長合同会議 3回（4月、8月、1月）

③ 各部会の開催（定例会長会議等の開催時に必要の都度随時開催する。）

④ 役員（正副会長）会議 12月のほか随時開催

(2) 指導者の育成

ア 会長及び母子部会長研修会の開催

① 開催時期 1月開催の合同定例会に合わせて開催

② 内容 協議及び情報交換

イ 研修大会等への派遣

① 全国母子寡婦福祉研修大会への参加

・開催日 平成24年10月21日（日）～22日（月）

・開催場所 山口県山口市

② 全国母子寡婦福祉指導者研修会

・開催時期 平成25年3月

・開催場所 東京都

2 市町団体の組織の充実

市町団体の組織充実のため、助成金交付要領に基づき総会開催経費の一部を助成する。

(1) 総会（大会）事業助成金 1万円以内

VI 関係機関との連携

1 県及び宇都宮市

受託している事業について、適正かつ迅速に推進するとともに、ひとり親家庭の福祉の向上を目指した受託事業の充実・拡大について要望していく。

2 各県健康福祉センター及び各市町母子寡婦福祉主管課

当法人事業への協力及びひとり親家庭への支援事業の広報等を依頼していく。また、母子自立支援員や民生・児童委員等との連携を図る。

3 保健福祉団体等関係団体

県女性団体連絡協議会、県社会福祉協議会及びとちぎ健康福祉協会等との連携・協力を深めるとともに、「男女共同参画社会を考えるとちぎ県民のつどい」や「北方領土返還要求運動栃木県民大会」等保健福祉団体等が主催する事業への参加・協力を行う。